

平成28年度事業計画

I. 基本方針

我が国では、安倍政権発足後3年が経過し、大企業には業績改善の兆しが見え始めたものの、景気回復感に乏しい面もあることから、今後中小企業においても、景気回復の恩恵を実感することができるよう、新たな成長戦略に期待がかかっている。雇用情勢においては、雇用者に占める非正規雇用者の割合が4割を超えており、家計、企業それぞれの不安を払拭するための社会保障政策や仕事と家庭の両立支援等の働き方改革がより一層求められている。

このような状況のなか、社会保険労務士制度は平成30年に制度創設50周年を迎えるにあたり、社会保険労務士（以下「社労士」という。）に対する労働社会保険分野の専門家としての国民から寄せられる期待はさらに高まっており、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と更なる連携を図り、地域協議会とともに、国民の負託に応えられるよう、事業活動を積極的に推進する。

特に、50周年とその先を見据え、社労士の将来像、社労士会における事業展開の方向性を展望しながら、更なる社労士制度の発展、充実を図るため、第8次社労士法改正となった①個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続きにおける紛争目的価額の上限の引き上げ、②補佐人制度の創設、③一人社労士法人の設立を含め、社労士業務の円滑な運用がなされるよう、サポート体制を強化する。

また、医療・介護にとどまらず、保育・建設業等の分野においても、各業界からのニーズに的確に応えられるよう事業展開を推進し、社労士業務の拡大に繋がるよう取り組む。

今年1月から運用が開始されたマイナンバー制度については、社労士がマイナンバー制度に積極的に対応している姿勢を広く国民にアピールし、社労士の新たなビジネスモデルを創出するとともに、情報セキュリティ体制強化の課題に取り組むこととし、関係各方面から情報収集した特定個人情報の取り扱い、労働社会保険諸法令の事務業務への影響及び社労士事務所におけるセキュリティ対策等について、前年度に引き続き会員への周知徹底を図る。

一方、国家資格者としての信用を失墜するような行為や不適切な情報発信をする会員に対する指導監督を強化するとともに、国民からの苦情等に対して迅速かつ適切な対応に努め、職業倫理、品位保持の徹底を図るために、倫理研修に限らず、あらゆる機会を捉

えて職業倫理に対する研修を積極的に実施することとする。

上記のほか、社会情勢の変化により、社労士制度発展に密接に関係する事案が生じたときは、政治連盟と連携し、積極的に対応する。

II. 重点事項

1. 社労士制度推進に関する事業

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善及び社労士制度のさらなる発展のため、以下の事業を行う。

- (1) 地方自治体を中心に労務監査・労働条件審査の導入提案を引き続き行い、実施の上、その成果を挙げるよう推進する。
- (2) 「社労士会労働紛争解決センター広島」の利用促進を図る。
- (3) 医療・介護・建設及び保育業の分野における労務管理業務を推進する。
- (4) 中小企業支援に関する事業への取り組みを行う。
- (5) 業務侵害行為の防止に関する対応の強化を図る。
- (6) 電子申請手続業務の普及と活用にとまなう支援を行う。
- (7) マイナンバー法への対応に関する事業を推進する。

2. 社会貢献に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため、以下の事業を行う。

- (1) 社労士としての社会貢献を果たすため、日本年金機構から受託した「街角の年金相談センター広島・福山」を適正に運営し、街角センターのモットーである「身近に顔が見える安心、そして、信頼」を更に周知し、年金相談の円滑な実施を図り、年金制度の信頼回復へ積極的に寄与する。また、被用者年金制度の一元化等の年金制度改正に即応した研修及び業務の整備を行う。
- (2) 労働社会保険制度に関する理解度の向上のため、広島県及び県内該当市町との協力により、学校教育の場における社労士による出前授業の取り組みを行う。
- (3) 「一般社団法人社労士成年後見センター広島」の積極的な支援を行う。

(4) 突発的に発生する大規模災害に対しては、迅速かつ適切な対応を行う。

3. 資質向上に関する事業

国民の信頼に応え、社労士としての品位を保持するための施策を講じることを目的とした体系的な研修を実施するため、以下の事業を行う。

(1) 社労士の品位保持にかかる事業として、コンプライアンス研修等を実施するとともに、苦情相談窓口の対応強化を図る。

(2) 社労士業務に直結した分野別研修、重要な法令の制定及び改定についての研修を行う。

(3) 新規入会会員が、専門家として関係先から信頼を得られるよう、資質の向上を図るための研修を行う。

4. 広報に関する事業

社労士の有用性の理解促進と知名度の向上を図るため広域的な広報を展開する。

(1) 社労士制度を広く周知し、その有用性についての理解を図るとともに「会報」や「ホームページ」の活用により情報発信を行い、様々な角度からの広報活動を実施する。また、ブランド力確立のため、キャッチコピー「支えます！職場の安心 企業の未来」を活用し定着を図るとともに、社労士法改正に伴う業務範囲拡大等の周知を行う。

(2) 「社労士制度推進月間」に各支部が実施する「無料相談会」等の広報支援を行う。

5. 行政機関等との連携に関する事業

労働社会保険に関する諸問題について、行政機関等と連携・協力し、以下の事業を行う。

(1) 広島労働局への協力と連携を図り、委託事業である「専門家派遣・相談等支援事業」等を推進する。

(2) 日本年金機構広島代表事務所との定例会議を実施し、各年金事務所への協力と連携を強化するとともに、窓口及び出張相談業務等への積極的な取り組みを行う。

(3) 全国健康保険協会広島支部への協力と連携を強化する。

(4) 年金記録訂正審議委員会への協力を実施する。

(5) 国土交通省が推進する建設業の社会保険未加入問題への取り組みについて、連合会と連携し協力をする。

6. 社労士法改正に関する事業

社労士制度充実のため、以下の事業を行う。

- (1) 第8次社労士法改正で実現した①個別労働紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価格の上限の引き上げ、②補佐人制度の創設、③社員が一人の社労士法人の設立について、円滑な運用がなされるよう必要な措置を講じる。
- (2) さらなる社労士制度の充実を図るため、引き続き政治連盟と連携し、社労士法改正で積み残しとなっている課題について検討する。

7. 諸事業

上記1～6の各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の事業を行う。

- (1) 連合会との連携により、社労士法に違反する業務侵害行為等に関する情報を収集し、厳正かつ適切に対処する。
- (2) 社労士制度への信頼をより高めるため、社労士賠償責任保険の加入促進を行う。
- (3) 社労士試験、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験の実施と事務等に協力する。
- (4) 会員相互の情報交換と親睦の促進を図る。

Ⅲ. 具体的事項

1. 総務関係

- (1) 通常総会、理事会、その他会議の必要に応じた開催と、会運営の積極的かつ円滑な推進を図る。
- (2) 「社労士会労働紛争解決センター広島」、「街角の年金相談センター広島・福山」及び「一般社団法人社労士成年後見センター広島」の運営に伴う協力を行う。
- (3) 学校教育での社労士の活用を要請する。

ア 社労士による「出前授業」について

・学校教育の現場において、労働・社会保障に関する制度の理解を深める為、社労士を講師として派遣するなどの活用を図るよう、県市町及び私立学校等に要請する。

・公立学校、私立学校に加え、各種専門学校、大学等で実施できる体制を構築する。

(4) 組織の拡大強化を推進する。

- ア 新規会員の積極的加入推進と連携強化
- イ 連合会及び中国・四国地域協議会との連携強化
- ウ 企業内社労士の加入促進と連携強化
- エ 社労士試験及び特別研修並びに紛争解決手続代理業務試験事務受託に伴う協力、実施
- オ 電子申請の利用促進に向けて証明書の取得及び利用促進
- カ 会則等の検討及び編纂配布
- キ 会費の納入方法における口座振替制度の促進
- ク 社労士個人情報保護事務所（SRP）認証の推進
- ケ 社労士賠償責任保険の加入促進
- コ その他、組織の拡大強化を目指した取り組み

(5) 情報セキュリティ及び会員名簿システムの強化に取り組む。

(6) 関係行政機関等に対する協力及び連絡協議を図る。

- ア 労働保険年度更新業務への協力
- イ 業務運営に関する関係行政機関等との連絡協議
- ウ その他関係行政機関等からの要請事業への協力

(7) 福利厚生に関する事業を実施する。

- ア 会員及びその家族の慶弔
- イ 連合会の共済会が行う福利厚生制度の推進
- ウ その他

2. 研修関係

(1) 基礎研修の開催

ア 新規加入会員研修（必須研修）

イ 基礎実務研修

(2) 分野別研修の開催

ア 労務管理研修 平成28年9月 実施予定

イ 法令改正研修 平成28年11月 実施予定

ウ メンタルヘルス研修 平成29年2月 実施予定

エ 介護事業関係研修

オ 補佐人制度に係る研修

カ 年金研修

キ マイナンバーに関する研修

(3) 倫理研修（必須研修） 平成29年2月 実施予定

(4) 電子申請研修

(5) 全国社労士会連合会主催

ア 特別研修（紛争解決手続代理業務に関する研修）

(6) その他の研修

ア 各支部が行う研修について協議し、協力援助する。

イ 上記に掲げるもののほか、県会は必要に応じ研修を実施する。

3. 広報関係

(1) 内的広報活動（会員向け）の推進

- ア 会報発行（年2回9月、1月）
 - イ ホームページの拡充
 - ・ 県会からの情報発信
 - ・ 支部からの情報発信
 - ・ 支部間、会員間の交流促進（研修会の交流等）
 - ・ 会員名簿の整備
 - ・ 報告用各種様式の整備
 - ウ 電子メール等を活用した、県会からの迅速な情報発信
 - エ 全国社会保険労務士国民年金基金加入促進のための広報
 - オ 社会保険労務士賠償責任保険加入促進のための広報
- (2) 外的広報活動（国民一般、事業主、労働者、行政、年金受給者等向け）の推進
- ア 社会保険労務士の活用促進と業務内容について広報
 - ・ 「特定社会保険労務士制度」の周知および活用促進
 - ・ 「労務監査」への取組みをPR
 - ・ 「医療労務コンサルタント」事業のPRおよび活用促進
 - ・ 「医療機関を対象とする電話相談対応等モデル事業」のPR
 - ・ 介護・建設および保育業の分野における労務管理業務のPR
 - ・ キャッチコピー「支えます！職場の安心 企業の未来」を活用・定着促進
 - ・ 社労士法改正に伴う業務内容改訂のPR
 - イ 労働保険年度更新、社会保険算定基礎に合わせたの広報
 - ・ 新聞、ポスター等の媒体を利用した制度の周知および社労士活用促進（6月）

- ウ 社会保険労務士制度推進月間に合わせた社労士活用促進等の広報（10月）
 - ・新聞、ポスター、ラジオ等の媒体を利用した相談会の周知および活用促進
- エ 「社労士の日」に合わせた社労士活用促進等の広報（12月）
- オ 年金相談業務、労務管理相談業務に係る恒常的広報活動
 - ・新聞、ポスター等の媒体を利用した周知および活用促進
- カ 「総合労働相談所」「街角の年金相談センター広島・福山」の周知、活用促進 PR
- キ 広島自由業団体連絡協議会による各士業連携事業への参画
- ク ホームページの拡充による各種情報発信
- ケ ポスター、チラシ等を利用した継続的広報活動

(3) その他

- ア 「社労士会労働紛争解決センター広島」の会内・会外への周知および活用促進
- イ 学校教育（出前授業）の広報活動
- ウ 連合会との連携による広報活動
- エ 各部会との連携による広報活動
- オ 行政機関等との連携による広報活動
- カ 「社労士成年後見センター広島」の PR および活用促進

4. 業務関係

(1) 職域環境の確立と地位向上を促進する。

- ア 無資格者等による業法違反及び業務侵害への対応
- イ 業法違反及び業務侵害に関する関係行政への協力依頼
- ウ 苦情処理相談窓口での対応

(2) 業務侵害行為の防止に関する取り組みを行う。

ア 他士業会員等のホームページを検索して、業務侵害行為の有無を調査する。

(3) 不適切な情報発信への取り組みを行う。

ア 県会会員のホームページを検索して、不適切な情報発信を行う会員の有無を調査する。

(4) マイナンバー制度の周知を行う。

5. 事業関係

(1) 労務監査・労働条件審査に関する事業を実施する。

ア 地方自治体を中心に労務監査・労働条件審査業務を受託できるよう積極的に推進し、社労士の周知を図る。

イ 行政からの需要があれば即時対応できるよう体制を整える。

(2) 司法制度改革に関する事項

ア 広島地方裁判所における民事調停委員の任命

(3) 医療労務コンサルタント事業を実施する。

ア 医療勤務環境改善支援センターを開設し、医療機関に対する総合的な支援体制を構築する。

イ 労働局、県、関係団体と連絡を密にとり医療現場の労務管理改善に寄与する。

ウ 医療機関を対象とした電話相談対応等の事業を行う。

エ 研修部と連携し、医療コンサルタントの育成及び能力向上のための研修を行う。

(4) 厚生労働省よりの委託事業に積極的に取り組む。

ア 厚生労働省が外部委託する事業の内容及び目的等を検討し、社労士の専門性を十分活かせる事業に関しては、積極的に参加協力する。

イ 専門家派遣・相談等支援事業（最低賃金総合相談支援センター）の受託

・最低賃金アップのための経営面及び労働面の相談業務

- ・労働条件管理に係る専門家派遣業務
- (5) 災害復興に関する事業に貢献する。
- ア 東日本大震災被災者・広島大雨災害被災者等に対し、社労士としての社会貢献を果たし、復興を支援するため、連合会及び厚生労働省他が実施する災害対策事業への積極的な協力を行う。
 - イ 突発的に発生する大規模災害に対しては、迅速かつ適切な対応を行う。
- (6) 全国健康保険協会広島支部との協力関係を維持する。
- ア 「健康づくりの推進に向けた連携協力協定書」の内容を推進する。
 - イ 年2回の定例打合せ会議の開催を予定
- (7) 国土交通省が行う事業に協力する。
- ア 国土交通省が推進する建設業者の社会保険未加入問題に関し、連合会や地方行政機関と連携を密にする。
- (8) 厚生労働省が行う事業に協力する。
- ア 社労士の専門性を活かし、年金に対する国民からの信頼回復に資するため、「地方年金記録審議会」の運営に協力する。
- (9) ゆうちょ銀行中国エリア本部との「年金自動受け取り営業サポート業務」に関する受託業務を実施する。
- ア 受託する業務
 - ・郵便局が案内するお客様の老齢・遺族年金請求手続きの代行
- (10) 相談会等に対応する。
- ア 常設行政相談会への協力
 - イ 「総合労働相談所」の充実
 - ・28年度も引き続き常設の相談所とし、利用の促進を図る。
 - ・「社労士会労働紛争解決センター広島」と連携を取り、センターの利用促進に協力する。
 - ・相談員のレベルアップを図るため、必要な研修を行う。

ウ 相談会の PR

・広報部と連携を取り、効率的・効果的な広報を行い、国民の年金や雇用に対する不安を解消して積極的に協力する。

(11) 全国社会保険労務士会連合会が推進する事業を積極的に取り組む。

ア 介護・建設及び保育業の分野における労務管理業務を推進する。

イ 研修部と連携し、介護・建設及び保育業の分野における労務管理業務を推進するための研修を行う。

ウ サイバー法人台帳 ROBINS による経営労務診断サービスを推進する。

6. 広島県社会保険労務士会 街角の年金相談センター運営部関係

(1) 日本年金機構から受託している「街角の年金相談センター広島・福山」を適正に運営し、年金相談の円滑な実施を図る。

7. 社労士会労働紛争解決センター広島関係

(1) 「社労士会労働紛争解決センター広島」の運営

ア センターのあっせん実績を挙げるため、広報部と連携し、センターの利用促進を PR する。

イ あっせん委員候補のレベルアップを図るため、必要な研修を行う。

ウ 「総合労働相談所」と綿密な連携を取り、あっせんに繋げる体制を整備する。

(2) 労働紛争解決あっせん委員会の委員登用を推進する。

ア 広島県労働委員会の公益委員への登用を引き続き要請

(3) 日本司法支援センター（法テラス）に関する業務について積極的に協力する。

IV. その他

1. 図書、印刷物の斡旋

2. その他